

豊島区災害医療検討会議設置要綱

平成25年9月5日

部長 決定

改正 平成29年1月4日

改正 平成30年4月1日

(目的)

第1条 災害時において関係機関が連携・協力し、被災者の救急救命活動や緊急医療救護所等における災害時の医療活動を円滑に実施する体制を構築するために豊島区災害医療検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 災害時の救急救命活動に関すること。
- (2) 災害時の医療体制に関すること。
- (3) 災害時の搬送体制に関すること。
- (4) 災害時の保健・衛生体制に関すること。
- (5) その他災害時の医療、保健、衛生体制に付随すること。

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が依頼又は任命する。

- (1) 地域医療に従事する者 20名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 会長は、委員の互選とする。

- 2 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は会議を招集し、会議の事務を統括する。
- 4 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部地域保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

1. この要綱は、決定の日から施行する。
2. この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康担当部長決定とする。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。